

あっせん人列伝

第7回 永石 一郎 会員(24期)



(聞き手：紛争解決センター運営委員会研修員 佐伯 織江)

Q1 あっせんとして申し立てられる事件にはどのような特徴がありますか。

まず、裁判所に訴えを提起すると敗訴する可能性が高いが、なんとか話し合いで解決したい、という事案があります。一見すると、勝敗がはっきりしているような事案でも、当事者の話をよく聞いて整理をすると、往々にしてそれぞれ主張に弱いところを発見できます。その弱点を当事者それぞれに説明し、あっせん手続内で解決するのが妥当だと理解してもらうと、和解をすることができます。

また、訴訟提起前にあっせんを申し立てると、あっせん手続内で法律上の争点や弱点を事前に把握することができるので、そのために申し立てる事案もあります。

Q2 当センターに向いている事件はどのようなものですか。

未公開株式の譲渡価格が争いになったあっせん事案を担当したことがあります。双方の主張する株式の譲渡価格に大きな乖離がありました。裁判では株式価値評価の鑑定を行えばそれだけで数百万円かかります。仮に鑑定書を作成してもらったとしても、鑑定書の内容の専門性が高く、裁判官も当事者代理人も簡単には読みこなせません。このような場合はあっせん手続を利用した方が早く解決できます。裁判と違って大がかりな証拠調べを回避することができるからです。このように、あっせん手続は、裁判に比べて結論を出すまでの時間や費用が軽減でき、この点にメリットがあるといえます。また、非公開ですから、紛争の存在、内容を世間に知られなくて済みます。ただ、あっせんの場合、当事者にあっせん人には法的判断能力があると信頼されなければうまく進められません。

Q3 あっせん人として心がけていることはどのようなことですか。

話を聞くため当事者と信頼関係を築きつつも、あっせん人は当事者双方から公平性を有しているとみてもらうことが必要なので、公平性・廉潔性を保つようにしています。また、私は裁判官と同じような立場に立って法律的判断を前提として事実認定を行い、それを基として解決するように心がけています。

先ほどもお話ししましたが、あっせん手続をまとめるにはあっせん人が当事者双方の話をよく聞いて、お互いの主張の弱いところを見つける必要があります。例えば、先ほどの未公開株式価格の事案では、相手方である代表取締役が高額の譲渡価格を主張していましたが、一方でこの代表取締役は退任を予定しており、申立人（他の取締役ら）に高額な退職慰労金の支払いも要求していました。私はあっせん人として、申立人に株式価額の評価原則を説明し、申立人の主張する金額は低すぎるから認めたいと説得する一方で、相手方に対し、退職金は申立人の会社の株主総会の議決が必要であり、その議決をもらうためには株式価額で妥協する必要があると説明し、その結果、双方の主張の調整ができ、第2回期日で和解が成立しました。

Q4 会員の方にメッセージをお願いします。

私は、会員にはまずあっせん人になってみることをお勧めしたいです。弁護士は裁判所の判断を待つ側ですが、判断をする側のあっせん人になると、裁判官の心理を理解しやすくなるからです。

永石一郎会員プロフィール

1972年弁護士登録。あっせん・仲裁委員会委員長、紛争解決センター運営委員会委員長歴任。現在、日弁連懲戒委員会委員、行政訴訟センター委員、金融ADRあっせん・仲裁人。